稚

明治文庫

宇治

或物語ニ云ハ物語ニ初瀬
ニ籠リテ後ニ源氏ヲ書ケル
五十四帖ヲ書テ紫ノ式部ニ
ヒキヤリ或人乃
中ニ宇治十帖ハ娘ニ
大貳三位ニ譲ル
あるひとハ内ヒとりても
侍ハ班彪ノ史記ヲ
ハ班固ノ

[illegible]

大貳三位（八右京門佐従宣孝女賢子後一条院西乳母叙三位や）

寿

宇治十帖とい大貳三位

つ記するとい[illegible]あり雖

用ん秘抄又用ゐ

玉塵と文粋不同のごく

なるもの也帝王代年七十

年来此書ちかきを[illegible]

世乃塵もあるべし清少納言

も調つるひもとりてるる事

也玉武アの[illegible]

宇治と号する事[illegible]

に菟道稚子[illegible]

り玉有興[illegible]誘ひに

のきてる也

[illegible]名云抑應神天皇と

申は宇佐宮八幡大菩薩

[illegible]

[illegible]大鷦鷯尊のこと

[illegible]と兄道稚子と

申さり父みとちもる
ぢやうとふ愛子にたえず
久しき東宮よりそしまつ
きたりてたりうみちみと
のうれおもしはに道は
東宮信つをつつ記ぢ
いうてまれこのうしひき酒
まりていに信つしたち
きみのみこそわく信つを
ぢうへとり信ひうとまれぬ

これうしうもちわる
ぢ先信ようおほめを
ぢうこそたふはせて
ぢりをひそめいうそ父
ぢんをうしはうへもたん
とうまいぢはうたに
ぢりにうみちもうみ
ぢうこうりひうう
ぢれぢうよ国にあうも
ぢきぢうもちに

[illegible]
あふ逢坂の関は天皇に
おほせられたれども難波へ
もてまゐる道いとうとくて
まゐれとおほせられあれば
こゝもとにいるかとなん
とくに損しなれども
袖をとるむかし
けるうちに三年をへけ
るほどに宮のうち
[illegible]

[illegible]
しるしなくて乃至なさ
いまだ天下にしたがはぬ
やうにわさとするやうに
かゝれのひとをもたゝ
きのみこ宮をひて難波
よりいで給ひて
いそぎまゐとすれば
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

しひ給ふ事
いきとうり給ひてお紀給ふ
てやうの国をく先は天命
せう紀りあるを申也いて、
と清しんと申給て又撰よ
みてはかるよりをかるを
大はきは時と素服して
をひ給て宇治山陵、
よみさ記をと給ひて
をれ坂をうんたき記陵と

はかる信よつ記給ひ是
ることをと仁徳天皇と申なり
宇治とは不破ハ山城国の郡
の名也やはて里記もちと
いう是は昔より此名れ
神功皇后の世乃守の銅
も田上すをてちよ年
へ河とよりこのふにすと
紀をうよりて宇治をる
と申伝也今初瀬の宇治の

優婆塞乃宮とゆい相並
西門中八高地西母屋花園
如とゆえそうろうて西おとう
冷泉院中十乃西子地東宮よりし
一対策薩院の母和大きさ
紀ゆ伊ゆるもしく紀式和
ゆれむすこ東宮を冷
泉院よひきこえ移ゆる式
伊いろ事におほめ
て世界てのそうとして式

八宮とゆとうしてもてうつさ
ゆけるを六条院西
西い紀和ひよをよ移て
ゆみゆもとけてるりて
ゆ和すわ六条院ともお乃
八宮西中ゆもくゆ
ゆて中くゆより和
ゆて年月をゆて
つゆ京式家さへやゆ
一ゆえ宇治とゆ和ゆよ

ある山里に住みけるよう
ろしき所に宇治のくそ
くに文字はする事侍
昔乃ちもとゝまることゝ
よ信を持つて宇治よ
こもり侍りこれ八宮は
住おもとゝよ東宮とさ
れてうちにうれ物り事
とゝあるもうれ
なりとゝけもして世に

宇治山よ居を乃ち遷侍
るうへあとゝおゝ似てうへ
光乃あゝしの事ゝ
とゝるくよ宇治の巻点
申つゝ侍る
世物語史紀よりて考
ば自相童子白宮廿七
帖は本紀よ廿十
七帖八別侍よ廿七
帖十帖とは世家に比擬

橋姫

以下為巻名

はし姫の巻にはかくこそ

[illegible]

[illegible]

十九ヶ也 薫宇治へ[illegible]

[illegible]

[illegible]秋のすゑつ[illegible]

宇治へ[illegible]

[illegible]あり 薫十九

者より廿一才にてきまれてん
秘
花会よ三ケ年にて見あり

かたころ世りまもてまへつれし
頭をぬふる家
中かね津とはいづれの博合
聖きろいめて見たる聖事
かや此巻よみける中ねの
字治にて渡して頭へくる事
をいふとて宰相中将と
か纪術り又和梅乃と
聖を藤大納言と乃むを俗
足これまて之役る法名

かをるは十六才乃ほとなる
へしいつきのきみときくの
女乃かへにけり給て
よわ給ひけれはこの此とは
いふなり也のかすまへられ
給はぬとは　桐壺院乃
御子にてよにかすまへられ給
はぬといふ也
宇治八宮也　桐壺帝第八皇子　母大臣
号八宮又号優婆塞宮

母はちかとも　此母大臣
女也
すちことなるへきに
立坊なとあらんとしける
事なるへし
時うつりて世中に
弘徽殿大后此八宮をとり
たてゝ冷泉院の東宮を
廃して此宮を東宮に
せむとし給へるも成就

世をすて
京へ給へるより却
他の方へ
なくなりもよりも
くはたもあるべきも
わらめ
出ることのなく
しくみとまとめて
なくなりしとも
勢ひ去就すは

人情乃常也勢に
ひかれすもちろん
乃人人大切のるもとれ
なの人なるべいあと
もはなるはるて
小才もむりて
八宮乃小方也
をもちて
八宮東宮よりたて
小方もつ力よ立名あ

るへく父ちはおれ
ちとも
ちとへちれ　ちへちは
おうしうんちもも
八宮のおもひ　おもは
如月のいとうはしく　もも
角紙乃大君も
おもひさはやまて　この人
も姫君も中君も
ちもおもひぬ　小方も

あるようつけて
八宮のおんもせもの様
いとうしろ　おもひ
みすてて　小方も
ものあるようにて
ちもあるとは親まる
とおもんちとも
てうろ　うもも
姫君ちもおもは
ひおも

[illegible]れ給ひ
中宮も
[illegible]て いそぎ
さもあらんと思ひ給へられ朝
也 此君縁生乃枝やうて
加方死去し給へる節
[illegible]て 悲しき
さまも
[illegible]て 加方
遺言に 此中宮を養育

し給へと いひとゞめ
さて此世の
前世乃宿世也 誕生
ゆへ 世界にはなれ
難りもつゝみ
きあつまり
あると中宮誕生八
[illegible]給也
この君を
しつき給ひに 此君と

一先

いたくく　中宮也又

富小方殿ことと思ひて

いかもしく思ひあね

思ひとハあるまじきよう

はしたなきもの

思ひの思ひかけと　女子を

も年月の紀もふるてわっ

思ひとも思ひかけとなるも人

結ひと云ふもあるよ

思ひの思ひかけなる　先は中

宮のすまいもはるさいとと

ハ小方ふるうは

つよ方ふきかよ人つ

もも云ふ先ふを

よ紀てをれも

むねく紀人も

棟梁乃人ふきもる

人ち紀也宮ふ紀也

ゑともいふも　内方と
申ともに云相する也
つらほうしともに
姫君とも云也
両いてあるか　おして
世君とは何よりよめて了
出とも也
れいの人さかなる
男女乃名に相ひ絶給
つる也

ありの侍しも　夫婦之別
乃ゐへうさは安部様よ
おかたへ心あるなれとも
又縁のれもは自然よわせ
ちへも律もなくては也
は八宗いかよの侍しも云
らミるなくは足様そと也
私ありの侍しもと句も切
てみるへし　別乃なすひ
い難もちぬやくなれとも

なりあり　ていきも
あるべくぶ　也
所ぎ　紙　なしも
をとうへ　うに男乃
ひとり　紙　おとをとい
絲物　ひくくうて
うへ　せとて　方おを
をは　紙　うへうんあと
きゆ　あるとも
えづき　秘　玉篇　あと乃

やうに字　篇をとうへ
て　紙つし　おけゆる
あるす　する也　所を継
紙る　へ
らくく　裏也
ふくおあり　かあるは
志所　紙あるき由ある
へし
玉裏は　ちやうに所
く紙さとうて

つゝしまるゝなり
八宮独すまるる様子感
するんゝ山下ゝ地也
さらすてつゝしまるゝ
三句ハ方丈事也
こハ鴨長明ゝ
よりて彼世といふ
なほうくせとく立とく
れるハ不定なる世界
定の上乃又不定也
彼世ゝ世ゝ立
れんと云也此字也
とゝ当
きゝ地さゝのゝ字
りて書也とはよりる也
私ハ今ハ此世ゝ
とて立とゝれる也以
りゝ世ゝ此世ゝ
ちゝんハゝれ字ハ
はゝもあゝ

さあらてしも也わを結
つゝ也あてゝ也肥
さ事ゝ人はわゝ也
なゝゝ義のゝ事ゝ
姫君とうつゝ結ん
ゝゝよ真家ゝ也
ゝゝ也
すりゝ人　硯ハ文珠丸
五服也以ゝ服石と云
仍以面ゝ物をゝ

也茶家乃百日紙ゝ也
面ゝ不書ゝあり
又ゝ名の板ゝ物もて
ふゝ也やゝもつゝ行茶家
いゝくゝすゝ
姫君の手也わ方ゝを
わゝ仕何ゝてゝ人
とゝあゝゝゝ
ゝゝねゝ　茶ゝ也
ゝくゝもゝゝゝゝ

中宮は八宮の
さまの菓ちかうとて
也をの子ども
はとうあ一ゐあ
りとも也
大和物語
坂中將子のきてゐる
うちとけて の ちいさき
ゐもちをひろくて
三条は右大臣殿よりの給
ひしかりはいとゐみとも也

たはつるひとりはす
しはきまうゐをみ
ゐ方乃ゐおとゐとゐ乃ゐ
ゐやゐえゐもむとゐん
たはゐゐるゐはさ
もとゐゐきゐゐゐも
ゐけるいゐあるを
むゐ乃ゐきゐゐ
ゐもゐゐけるゐゐ
ふゐきくとゐむきゐ

けるさてなほ忘られざりしにや
れたりしんかと尋ぬるか
むまうりありけるすみ
は宇治の里の山里などよりわ
あ絶人のすまひにてなむあるべきを
今はと人のとふもなかりしさ
宮の御返し
すまひはらふんはともしなど
ひあるくもなしとえきけ
とてむありける

拾穂
鳥の音はまたひゞかぬにかそれみね
のひかりは積るはすまひなりけり
ともおそなをとめかえてみえて
この君てら乃衣裳なども
きよくしつるをとめくる
しく八宗の北和すた
まうか頌ふ　唱守也
ちゝみのちよも　八宗乃寺
頌いふ
世中にすゝ行く　世の乃

[illegible]ひい一向去り給
[illegible]
おはしまし乃　八宮乃
母ハ大北の方にしなり　てゝ
[illegible]おもひ
ゆくゑもなく　上の御よ
[illegible]
うたつゝの　雅楽寮の
集人也
源一[illegible]

[illegible]して八宮の系
図をあらはせり
あるゝ[illegible]の　源氏うゑ
うゑ[illegible]　源氏の
一[illegible]
[illegible]　出[illegible]
[illegible]泉院今上源氏舞也
黒夕[illegible]
すゝ[illegible]
八宮の[illegible]

あるべきことなりて

門脇司式云山城國近江
國氷魚 細代各一處其
氷魚始九月迄十二月
毎日供之 今案あるべし
田上乃あるべきなり
氷魚を山城乃宇治にて
とるべしなり
しるくなるなり
無きにあらざるべし

なるべきなり
いとくちなるなり
乃人もやとも焼よ
あるべくとはのあるべ
てよろこぶべし
あの胡麻
あのくるまのあさ音をあのこと
見つるあり世中はかき
やうにこそあるべし 八月
より学習し法文の

[illegible]

[illegible]

極楽國土有七寶池八
功德水充滿其中池
底純以金沙而地乃
至池中蓮華大如車
輪 阿弥陀経

[illegible] 八[illegible]

[illegible]

冷泉院[illegible] 前[illegible]

[illegible] 出[illegible]

[illegible] 外[illegible]

[illegible]

[illegible] 内教也 内典也

[illegible]

冷泉院乃作也

[illegible] 俗形[illegible]戒

行[illegible]する人也 已部半

子供中優婆塞兵衛
唐土にも龐居士といひて多世世にあり
宰相中将　董也
すくれたれど
みくとくやすてきこゝろ
俗なるつとめもすまを身
よりに出家也
出家乃ぬきい　平乃
出家也

そもそも紀事は　人の志
いそのかみ事にさそはれて
らるゝ事ありて志は
ゆるすわ又ある紀さそわ
も出くるもうて
俗なるもの　俗なる也
さそはるる物乃者　切なん
乃うちそはる歌乃
も物は者は好むも也
さらひしあてうに

姫君と申すも

まゐりたまひ給へんを

姫君と申すもと冷泉院へ

あつまりたまはれやとあるも

こ乃院のみとい

冷泉院乃住也

中将乃君は　藤のゐん

尋常乃出家よりは

はるかに六ヶ敷ものゝ

弥也

うらくるしうも　竹園集

光院と藤のまの入道

殿下　殿八宮へ中さ

れよとあるも

あそれなる出すみを

仏前中ゐれを立てゝ

つ紀と人つてにきこ

めまゐらせ也

世をいとふ心ハ

冷泉院乃世をとひ給

西行はつよく八宮の
心に思ひしたがひて居てす
ゝめたるものとも
なげかるるまゝに乃　大納
言殿人の傳を
ものがたりて紀人の傳を
ものがたりあるを聞て一ぱ
八宮傳給ふ也
語りて心をむとも
我身ハ新の有こと過むと
世をとらふ人ゝのも

我身一つをこゝに世をと思ふを
てゝあるまはあるとも
道心ありて昇ゝて昇ゝて
心のまゝにやうよハいひは
給ふあるも
釋ようう　冷泉院ハ
西後ゝて昇ゝとは
しめて　述懐あるわう
に西後ゝとゝめたる
ものとうむきゝかなん

遁世もとかりそめ
なるあり〻ぬ世をいか
にしてうちすてるとし
ぞ菅原とうそびあさみて
うらもと
いとあり〻ぬ世八ヶ所あ
るさまを雪及ひてこの
むらもと
世中をとり〻ぬの八ヶ所
調也因縁なくて心志

はおこ〻にうちとも或憂
情悲哀なるとより見ひ
〻ぬるもあんとも
〻ぬく　薫はまたなく
年をて万事仰方にて
是なる程ひあるもなく
〻ひとる人にあらんある
いなる〻ぬ世とも
こゝのはさんきゝや
さへさうへ世也八宮は

百心を仏乃すゝめとて
やうに君をよう立うこゝろひ
ろめ板小方うを話意義
やけるとして世よ四の方
ろ事ゝ紀やしたなり始
つはとの法ゝ世のうさに
ゝ仏乃に入るも
きくくもあて
ゝ門ゝるる足ひ小沼中に
ゝるひゆ世ゝもゝ世齢

ゝ紀やゝて
ゝ紀ゝまては
入ゝるゝめゝきも
ゝ門ゝすも　八宮小生
ゝ面ゝ紀ゝむゝもゝく
てゝゝり始ゝゝも
ゝゝてい　蓮の不足ゝな
ゝきゝゝて入ゝ方ゝん
八宮は却百ゝひゝゝ
ゝゝとゝも

行くも　年を通ぬも
あらてうの宮居へおほ
しるも
けふきてーよりかも
道乃辺也　はつ及しかも
あそれかるさ月也
うりする年ぬいかりに月の
世ぬ俗物より月の心家居
もんてさる也
れたる山さと也

山居といへども又風景優
美りんぬ所なるやうなる
おもあると此宮居に来
りはる紀也
るとひきとれ物をもし
宮居の神也波ぬさら
ぬる何るも月をもれ
ぬも
よるるとなとて
宮居川の渡の松と美さあて

[illegible]の[illegible]
奥入会式[illegible]月[illegible]行ん
不了[illegible]説[illegible]ん[illegible]
ひしまとたちたる
八[illegible]ちまは[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の　[illegible]の推量も
[illegible]

乃養育[illegible]
[illegible]所
[illegible]
[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]
[illegible]は[illegible]佛[illegible]の[illegible]
乃障[illegible]
[illegible]推量[illegible]
[illegible]人[illegible]　好色
[illegible]

梵辞也
されと行なふるは　慈悲の心
也好色なる事をやめて是とする
然れば為乃ち出家なれども思
ひて行也
是ゟやうやうさまくなる
優婆塞は梵語也唐土
翻して近事男と云
俗なから仏法を修行する
人也佛の四部乃弟子なり

其一也役小角(エノキミヲヅヌ)年
卅二にして家をすてゝ
葛城山にこもりて藤の皮を
衣とし松の葉を食として
孔雀明王の呪をよみて
つねに仙術をえて雲霧
をえてついにこれを役(エノ)
優婆塞とよばれし山伏の
行は是よりもはじまれりとぞ
六根
うちそゝくかはの山の椎のもと

あるうちとこにあれば
ひとしれぬ人　蓑の色
雑物なる人也さうある
者也
けとられけるる　人氣とも
きも
たとへとも　宿住也
きはく　朴素也
いむことを　受物禁戒
乃人也

ことはをこうるける
じをいハ濁也詞なり、
るるも音也是也
なれをこ音骨と作る
いろ
四海うつた　松之也
うち者をもくめ
入ぬいねもの　紀也
いとあそる　八也
むすび仏の四を一

日一仏教もいひて
つゝて人乃ゝも入
やすき物也
今紀石さとりまは
八宮ばかりつゝら物也
よ物人の世をあきなの
言葉人にそなしつ
にて物を世物をも
小綴の人とゝ又乃ゝ和字
乃ゝ和名別也

極楽浄土 久しく八宮に
対面し物をねゝ也
くれぬほども也
此度の 董の信仰始
世人也
三年たちて 董十九才
廿七一乃年也
秋のすゑつかた 四季に
一七七日完ノ念仏也例
年八年ちかつ

いとみぢかうはゆくさろの
ちるめことをとて
はなとみるのてをとをよく
はるてし
有明の月は　灯よりひより
暁まての月をとる時と
云とこそ紙に見侍まて
御月をいとん見も秋
乃東山のことあるを九月
下旬は時てとんまさるる

くとあるをあるより来る
もはけるとんかるる色なる
つきん
川はこそたるをて
八幡はかりは東はこそ
ちるてしるをよりを
乃ちるをひるを
去けき乃中を　河海琴
ともに去けき師中と云院
用こそ経枇杷皆家本

乃中を角也

山たちはなの本葉の

別乃葉をすて面白き也

通すうゝ花葉の口と葉

して不すゝ吟也

すいん乃ちとも 花と

もおなを絵あり也

之はなを 通すゝ

乃きの角也

ぬ之あと

ぬ之あのこそ之れたの

まわきうを 花うを面白も

うはもうもの

之乃すよ 絵の心あり也

つれうくあうひ絵と

八方の角之葉に知絵

をぬい八方のひきをと思

絵也

ゝ記てうゝ

沙黄鐘調い笛は黄鐘調

此巴乃風香調也此巴の黄
鐘調にはあらぬ也琵
琶乃風香（フカウ）調也秘曲あり
楊真操流泉木曲也仍
以此吉調子如きは此巴の
黄鐘調ハ笛にて平調にあ
たれる也撥ア以貝敏四
調子をとさるあり風香
調（合笛黄鐘調） 反風香調（合笛一越調）
双調 黄鐘調（合笛平調） 清調

（合笛平調盤渉調） 是也今世に此外
反黄鐘調（笛大食調） 双調
（笛一越調）平調（笛盤渉調） あり
委不及注
清けれとの ちくするに
たらひてきこゆる也
清ハ此巴經にと細くき
こゆる物也
高しくきこ經 私琵琶に
声よすこえりそうれひ

にしえ〳〵きこえたる
とれる人、さふらひたる
さふらくなむ　八宮一七日
念仏あさりはてたるこゝろ
はりしぬ中也
なるものの　仰せられに
もけく　物はるめも
出けさひるさち　蓮のさま
をとのゐへのもへる
あらはすさ　はるの

蓮詞也　言詞也　用乃
ゆゑ　ゆゑ
きたいへ　ゆゑ
世界に　生
あるうて　地方也
作乃すいの　遠境也
八宮と姫君乃方とへ
たちまち
すいの乃と　甚遠境
つよふ戸あり　戸

が あげて みれば
すまれをうくるあけて
篇を をうく 捲ら 詩
ひとりはもしらる
大意也
あつさちのうてうれても
あつというてうさ月のやうに
おもわれ人の知き
秋のよの月も書やうれ
ものもみねいこら知れ

月隠重山兮敬平扇
喩之止觀
後撰拾遺院の御代物語
此詩義ありけるよ扇
招月 詩題 ら
らめ ら いつも 意
後日基長 云 漢書に
以扇月 とよ
あり つよふ 五言題
まる 也 秋 ふと

すんはん葉くかれくと
あるを押なかるふと覚え
むしともすらし 理不盡
まや扇を古来月に喩
へしるは勿論也されど
扇こそ月にはたとへあれ し
とも 捲も月にもあるに
おちつねは扇ありても かれね
きりへのりと女のかりに
何となく いへるや次の

詞にも のせとゝのへもなき
こそあれ あるん偏に
まねくんや
紀 招月といふとは詩にも
作り のせとゝのへもて捲と
いふるもあれば月をとま
ねくといへるんあるて
おひつける人は 中君也
なりをとのへもなき
才 淮南子曰魯陽公與韓

摂離戦酣日雲揚戈
而携之日為之反三舎
又史記曰魯陽以戈廻
落日
又還城東陵上にあゝふ
ものとゝろの橋
して日を年にいへり
同云河海ゝ還城東陵を
あゝふものとゝろ日のくるゝ
ゝ橋にして日を年にいへり

すとゝろ行書文字や
一巻ゝれ書しゝなれ
集乃語ゝのとゝろ
事にしられしるゝ
ゝよりもゝ　大乃調ゝ
比巴乃橋をおさしる宛
をを隠月とゝ霞手
乃下にゝるを雲ゝれゝる月
とゝものゝて隠月乃事に
なをひゝを作る也調く

ひさく雪くきえ侍り
ときに見しかの
筋よりのつれ乃女く
なりしひとりとく
やとあり
[illegible]
[illegible]
ひきこもきてつけてる
あるも
[illegible]

住吉初段

物語よりあらはれ事をと
るはとかたりとり
うなとうとうとうとう今
[illegible]
もあるへきとおもう
よりも

おとろさるよいあるも
[illegible]
いうあそこよ　名仕人名
ともあさわ[illegible]

去れどもそれなしはあれなる
也主人のなる人々ぬをうれ
ようはありさまきまもく
みなのひとゝのいのこても
何ともようはありてみ拾
るも仮之近年まてそれ
ちゝ紀者の庄屋なるとは
主人とのなりのみ赤面し
てそらてうも
東の所くらは　被も以へきと

ねものくいとひやまうなる
つし
中くうねしく　折あしく
かのりつるを却るうねし
きうとせうねんこの留主
なれも姫君の御逢乃後
とあうねも
かくみえやきのつんとは
前のみせうを路とはきり
路をはうも

[illegible]

[illegible]

西きうこ　石使ヤ人も

うねくはけれてあて

らひやくもこそあも

はれよりあられ折

ふいうう　うめまと

おほても

ありつるみちよりて

はれあけて月こ

殆みちのおこ

西之ねさいつきても

人の集はい在乃ちる

簾中より三ねさ

出もさあらはるもち

さあ人ちるをきとく

一詠也

こはみちまへり

萱の詞也みをのうちも

貴入ぬるもとも
うちつけよ　さてよりぬん
あそこまそはてはてはて
はまいるもの　紀路沢
とも
さはてとまれて　蓮の
さるく　和
も　仏法　牧人ふきうん
姫見の　姫
乃ものるれとさりとも

姫見も　おはす　さんと
さのもの　紀とも
めそもれ　おくふっさ
はは返るやさんとて
おくちる　おこて　野
ちもて　姫見の　真
返答　弥也　万る　是
三の　神　さ角
三り　和
とも　百姫　端蒙　この　神

乃ぶんも

所をりをり　草も

草の名けを家をゝゝ

てはをりとも　ゆかしんてをる

らむ。あるゝ　姫宮の何

事も見ものゝ返答

やをりて　みて世の

人をも　知りたゝ

も世のうゝ　をりとい

ぶをゝも　をりをすれ

ば大方世のをりひも言

を姫宮一ゝ　ゝあり

おほめを　をりとも

かゝ世のをりひも　餅の字

つゝくゝを　をりてみて

ありをくゝ　ゝをゝ

八宮もゝ　行るも

ありをくゝ　ゝをゝ

一方八宮のあをりに

ひ姫宮をゝ　行るも

しくとい四の濁ちく寺
鐘ちるんつくも
ちるとちくこのひあり
ちふうくかく分ちる蓋
乃んのつきあき鶏も
さいるとちをはたん
こゝに市蓋よ待もも
よのつねのもきくさ
蓋と尋常ものそ
きうとおもひちち

はるあきあらはあん
とも
はるあらはるよのつねの
あさくとしる姫とる
とい人のもむるもひ
くはしもこれも仏
ちよちくして命
ゆうちうよ姫君も八宝
西女ちれをよろ川見ちち
しはもむと見ちちふ

く思ふらんなるべし
それとのこと　ひとり住
まれてもくれとも蓬の独
住まそてすくれ給ほとも
中納言大君とし又大
君の世をなれてあたお給
ひとともうくさま代もさ
給ふあやし御中通をば　幸
意なりんとせさもおと
なのさを大君よりんもなあ

やうにありて蓬へおと
なりし給やうりとも
ゆゝしくいつくゝ
大君のんも
まとへなく　老人も
とへなくもとのかなも
のたまいて紀　もしらの
ある程をいつりみぬ
うちも可貴入事
ともこまをおちうなこそ

と印てんをとりてたとふる也
さぶすびてるも　年よりゆ
しるは姫君若く
おはします也
いともあやしく　老人の調
也はは宮人かまたも
あしめと早下しるなり
花もありぬべし　ちの紀に
ゆりすとさへ蝶をとする
故也

つまさし待ぬ　此弁の数
あてぬんのも存し知る
ことも也
またはんちうも
姫君してら也
つことろく　神をき
ちくかくいははれて出て
まく紀やうに蓋も思給
いとも人のさきよりあるなり
人の紀い人らしき也

[illegible]
[illegible]
[illegible]

とゝ乃こい詠う

翁と老人よ乃こゝゝ

ゝゝれよゝと意の翁也

かゝるつゝて　老人の翁

ゐゝとゝゝる　ゝあゝゝん

ゝる老人ありとゝゝり

知名をゝゝも

三名此ゝゝ待　如ゝゝ

西方乃小行程也めゝとの

如し柏木此ゝゝゝゝ此如ゝ

宮乃ゝゝゝゝと柏木のゝゝ

ゝゝ兄弟也此弟ゝと

小行程ゝ従父器弟也

ゝゝゝゝゝゝゝいゝり

田舎ゝ居しゝゝゝて

世界しゝ外國の事を

いて了

義大納ゝゝゝゝゝゝゝゝこゝゝ

義大納ゝ　頭梅大ゝ也

柏木ゝ　頭梅大ゝ也

かりうへとて　柏木殿す
とて何るもきてとれ
し事いかるれとも
いくそくもへてらぬ
時なしのやうに思
てとりてしうもん人
蒼紙を引うつれも
世年をうりあれもかし
のうへとてひをを
見しーーといも柏木の

子をうるんことはれも
言外よ那紙をうも又
をうさうの人のきては
うけるもはきてあ
やうしてあてもて
いしうを寄物うる詩也
こ持方紙をれめのとる
柏木右兵衛門督よりとい
我母とも山花人毎居
とうふんも

きこしめしたるに
とくとくの草の中にて
事なれども
人も不審すべきれい一事
とる也中にもしらず
面白遠言は中に草の
きて居つゝ一つある
とも也
まつ紙人々もまつ紙無房
たちも舟ゝ何のも

とゝまりたるもとゝ笑
四ゝくも也
きそなるきそなる出をるりぬ
こゝまれて出なる
きたるまあもたる
卿也
あわしく草のんも
おはつるまく あれて知
しく也事なれも
きくに きよりも

うちのきたるいとの詠も
こちらくうるをれも
事こしの詠も
うることうと　童の返歌
也慥にいはれもれと
こちらもひとの詠も
絵也
ちかもも　前よ無ふ
きとあわれ也
おもうく　西ちれもく也

姫見い見れ山ひよ　蓋
ひかるもんるを進もや
ひれとうるあれも
つきとも也
れ事ふるんのをよわい
春ちうほとに元中さも
とも也
のれれもしまれもの
八宮れこまりおるもも
ものやへ也

只今西ノ丸ハ何ていらん寺の白を
こゝを八幡宮と思ひやつ
さおほたてるて
何事をおもひのこらん
人生はもとゝもちくる思
あつもりも
おくゆかしつる　姫君
もとゝくて南
きさ国すもとゝもとも

湖水ハ家ちるみを
景色ハ寺也結
小山ハ宗法名所也公
乃前ハ此ハ
私又姫君のおくふく
てあるたにある
つれん
きこしてくけ
人ハよいつとゝ人の
只しれも

れいのつゝさゝげまて
姫君も
をのゝみちこゝろのうちを
ありけるにやもやをの
しるさへあるゝ又ゝ方さへ
つゝしるゝあのさまとゝ乃
絵ゝりこゝにすゝ給へん
の中いとゝをゝしきを給へき
とも
何ゝ

別ゝんゝ

つゝゝるゝもゝるゝゝと詠り
れほゝ見ゝるゝもゝまゝと
あゝくゝるゝもゝ
中ゝゝるゝ絵ゝ　大君乃
一言返居あり事ゝ
ゝゝ

世乃人めいて　莫大ゝ
乃人ゝ行ゝんゝゝゝ
のあゝ見ゝいあゝゝ
秋ゝ中ゝゝゝゝ

て面もきのあるてもひと根行也

[illegible]

念珠勝也氷奥の方に

殺生禁断[illegible]

世[illegible]利益あるよ

人行[illegible]

さ[illegible]又[illegible]

[illegible]

も水のうつ[illegible]

くちりとも

はす根の[illegible]

橋脚に宇治橋[illegible]

きもりよ長[illegible]

紙[illegible]

宇治橋に孝徳大化二年

沙門道登始造也

宇治橋石上銘曰

流し横流　其疾如箭

修し征人　停騎成市

欲超重深　人馬亡命
從古至今　莫知杭葬
世有釋子　名曰道益
出自山庵　惠満之家
大化元年　丙午之歳
搭立此橋　濟度人畜
即圓微善　爰發大願
結目此橋　成果彼坊
法界衆生　普同此願
夢裡空中　道其昔縁

中宮寺の橋姫橋下此姫
大明神と中神也離宮
乃神社脈絡のよしなり
ふという統あり又一統住
吉大明神中宮寺橋下
にてよしなりといふ説
ありよ家ゝ統の寺は
住吉大明神社寺とも
つゝ大ゝ
新
むゝ玉のゝ

祝をうへをるうちに姫
指姫乃すあるいつれて
もの也等い姫君ひとり
姫にをくてていつ下白い
蓋乃身にをくしつの
をは言きに涙也流くて
舟のこしてをきわ仍捧
もひをちうく袖もぬるき
也又ちを舟といふいはしの
き涙をこきん料り舟

うこひあうくひをく作ち
物也をれをを舟をを舟
乃舟也
ちうをんうし
をしうをんうも
をむけよいらをきしる
をを紀時ををををを川をを云
也詩ょ離皮といふ是也
とをををい　疾也
ををうをうをを河をを

秘

姫君より紅梅の方へ遣皆

いとをかしきもの

今案一二句い蓮のうえ

いひてこの句は不相応

みなつゝしきもの

私は可柳、雖ん

唯河岸のうへ

つゝん 牡丹咲時

身さへうらこそと

さゝを稚乃事なるゆへ

身さへうらこそ

は可柳

以身も河長の身ん稚乃

事に相夕れ袖ばかりぬれて

うりもあるもうらさへ

とゝりも三月河ゝ従来

すゝんちゝ紅身さへ

いとの付うゝれうゝる

つきも

まゝよめなく 吉帳也

口路ゝ

のいまこと 業経過すれ
時守徳よりそなる品
とは名別ちなる也
ふりまとまとまれ
八雲ちより ふり物語
みるこの人 よりの人
たいしのものいてり
年代記乃いひ出なる
物語ひきなれなる
世を部しなる

ちつけちなる
業代の調今サ初後
もやつきるなりなる
ちつけちなる人中
部しなる也
さこむけうう 左名物語
也ちうい様也道乗乃
きうい物語也
ふみそこに 八百代て
もり物へなる

きそおもてもちまちなる
はかなき仏の名は布施也
ひとくちの御なと一具也
月ぬきてさえうへぬ
つくりをもえうへされも
おもてのあるひとをとうめ
らうそ也
あるはひめもすそ　業也
姫宮の返事をうけて也
こめりきをと　旦也たや

うつる也
宮ものも
をも也　仰をそ切
ものをも
てをうる也姫宮の御返事
あのいはくらも
けさうをもて　風流也
て御ら返事をなる
いつくとも也
うちんのうちも　八宮の

八宮へもけり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三宮　自宮也　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

姫君はれ迷ふも
はつ〻きこえも自分の
我ならぬほどの話にても自
分はなさけなく事のこゝろに
古歌にあるべきさまなれ
しかれども草をみを結ぶ
とも
いとゞむもれてゐたに
草のもとの露ひとつ可
こゝろいあるべきこゝも

いとゞうらゝ　うらゝく
何としてのよしなきこと
とも
うわさ紀伊とこそ　身は
輕き者こそ自由な
らめとも
うらゝくゐる　うらゝ
るわるよりはるかに多
きこゝも
さうたなるみをこゝろ

和歌もて紀貫之は身
よにしてわびありて山
里に紀のくるる傍
乃やくちすれば之の人
きあちとのふとあると
又る也
こゝにきこゝる
以八宮いふるゝの紀あ
ちるれも年ぢらく
しんと見し和てて

みるとも こゝろくるる
ハてくしまも
けくしひあるりさて 中乃
樹弾あるゝ百ほきも
以姫君のやうるゝ丁
紙とけ中へまも
くゝい 白乃人も美の
かくれの所へ一日樹
しくれはもも
ちるれ中ゝ 白乃

蓮をすり鉢也
よくけさと　大きなること
しるべし
いとわりうくく
又蓮乃銅也
之をしてと云銅
おりろ　蓮い殺人の
公あれをうれをを
しると云ん也如とかり
ちうを市場よりうん

つしも
そあるとく
白ゑ乃銅也蓮の帯
にくの話ともかた
あしうれ重銅乃来。
みをを也
公乃ちよい　蓮の中也
何のうみしるむよ
ひと虫い　蛭蟯をとり
朝生暮死蟲也蛭蟯

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

平絹直衣指貫[illegible]

人著く又[illegible]老者[illegible]

[illegible]人著用く

[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

経論也

[illegible]　管理也

[illegible]

八宮琴上[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　家[illegible]也

[illegible]

[illegible]

[illegible]　不及引[illegible]

八宮乃御世のうち
御しるしらせ
とのゝ御乃ちよ
蓮の門跡さうれうき
て見せ給へきとも
おなしものとも　ゆとし
きてゝ三れうのい
器ゝかと思ふ景
とゝてゝ三れきもの紀
と也蓮の昇下して根

器の上にとゝまる津ばなあ
ばへるも
いてあるさうるや　うれを
蓮の御さうきのそ
作るみるも見るに口ぬき
しるると云んるゝ八
高の昇下乃調也
ゝ大いうれの松風の
琴ばれる蓮の松風ゝ
いつれのとゝまる三ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中[illegible]の[illegible]也[illegible]く引え

[illegible]

[illegible]也[illegible]て　合奏て

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
舞八幡宮にて公卿殿てんも
[illegible]あり給ふを人の
思ひ申べきにも
八幡の外のことは。
ぬ思ひやりてすくさ
る事ありさぬもありさぬ
ともいふこの上に事なき
乃なる世をのがれて世を
[illegible]ある出家世乃

[illegible]
世をとくよりあはれ
やりてすくさる姿を
ちなりとも思ふの
なりといふ世をうつ六時の人
よりうへてはふるまおく
[illegible]て勤てたちさる
折節ともあれてをる文
八幡の宮に不断あるなる
れをを恵ある人ふ事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年こうれはつきく
草の月はてんのうをつ
も也
うをとくいひてある
又きりしたんもあんとも
とこうつけてそ
なひくいひてあるい又
知人もありやとこれを
ひてそれを年ぢきのさわ
しものをはを知人のあり

やうの知のやうきそお
りうさも
こ仏法と年と いとこも
ひ西ひけを 柳本也
年ゝ中に
小仏法と年也
うきういてをも 草人
柳本此事をあうそはは
いひうさも
きこりてあつ記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

拾長寺

あるものの事なりとて
ことばかりとなりの山に
山さむと思ひはてるあま
衣かへてひとり坊者
かし
ところよりあ　舟を書
とをしへ人ありて大蔵嶽
みやとてかくてもあり
えるかしてもうも舟を
えりても

舟の走也　舟の文方也非
ちーうよ
ちと親新也
冷泉院女御殿
数仕大臣女梅木乃姫
そうそうく　今はうれ
しかりもうも
思いのあはけるあ　前も
如絵もあけれ
え御のとうて

よけるも　葉の調也
つゝぬきまきて
實父をしらぬ罪を
もゝんきさも
きやうの　ちいさもの
ちいさもの　びてふるき
きも
葉の分れて失
却きれよりも
ふるもの　柏木の御事

乃調也　園西中へまて
うゝをゝ　以調ゝ
柏木の調と　丁ゝ也柏木
ゝのあゝ　ゝさゝ
ゝゝ　ゝは入道
ゝゝ　御ゝ
御ゝ　三宮
ゝゝ　毎ゝ
ゝゝ
小侍従ゝ　ゝ侍ん

小行程を過てでたる入
百姓のまいりもと思ひ
一駕籠も
まもなくたちはあれ
柳生の文の来ゆへ一入
ものすごくもも
つれなくて　蓮の如くとり
て先ゆくこれなども
ゆるもちあるも
無為他言もあるより過て

いひもとをはなしもとを
ひつもも軽なるの思ひ
これ所も
西の屋こさいひ　八ツ乃
ゆるもも
きのふいつてを日　服日也若
八脚文とも和とも
時とも　あり但これも
内ゆ石和もて
日とゆるも

八二五 論也
数ノ字也 細しの
也
つゝみ
唐浮線結也 禁也
その直長の後也
上のつゝ乃
上とはなし
さてかるて
つゝみ右乃ふ 相手の
判形あるも 判形い二合

といひて右字ノ二字
を右合てくれしこと
切也
ふるのつゝみ
如三五乃ふるの也
さてはうのふまえて
相手のまも
ふるつゝもそうて 如三五
ふるまは成
ふるつゝみ也
あゝ一紀年の後のふるえて

[illegible]文字しらぬもみたるきも
[illegible]この世を
[illegible]
[illegible]にれん[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]も[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]は源
[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]てみたん
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

はさうのうをうつて
たみとりの魚の
蟬 蟲 日又白魚 和名抄 食書出名
紙魚 日 紙魚 日
いたりようとうをもつて
あらためたるとかとそのうを
紙はきてしたる
のうをうつて紙をもつて
まきおさめたるのふんをうつん
いとをとし記 董の心無之事

相木はをうをもつて
うちへ集うんとおもひつる
前をうへきよう
あめりをもさまをもつて
見あつて位紙をうちう
時也
何のこと 世之宮へはをと
知しらといたをとを中間
きとは董の世中也